

## 身体拘束廃止に関する指針

特別養護老人ホーム緑の里  
ユニット型特別養護老人ホーム緑の里  
ケアハウス緑の里

	○ユニット型特別養護老人ホーム緑の里 管理者、看護職員、生活相談員、介護職員 ○ケアハウス緑の里 管理者、生活相談員 ○その他、当法人が運営する事業所の担当職員
開催日	4ヶ月に1回定期開催します。また、必要時には随時開催します。

### 1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人々が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行いできるだけ早期に拘束を解除すべき努力します。

#### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束廃止委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

### 3. 身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 身体拘束廃止委員会の設置

当法人では、身体拘束の廃止に向けての検討会議を設置します。

設置目的	身体拘束0に向けた協議を目的とします。
主な役割	ア、施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討 イ、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き及び解除の検討
構成員	○特別養護老人ホーム緑の里 管理者、看護職員、生活相談員、介護職員

### 4. やむを得ず身体的拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命・身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ①カンファレンスの実施

身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスク及び3要素の全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、時間帯等について検討し説明書を作成します。

#### ②利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、尚拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

#### ③記録と再検討

専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。記録は2年間保存、行政担当部局の指導監督が行われる際に提示できるようにします。

#### ④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

### 5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行います。

- ①現業者及び新任者に対する定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ②その他必要な教育・研修の実施

2018年4月1日一部改正

社会福祉法人三活会  
理事長 安河内 維仁